

令和4年度 消費・安全対策交付金の事後評価について

1 令和元年度補正食料安全保障確立対策推進交付金(特別交付型)の事後評価結果

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	目標値及び実績			北海道の事後評価			
					目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び指導方針等	第三者の意見	
Ⅱ 伝染性疾病・ 病害虫の発生予 防・まん延防止	重要病害虫の特 別防除等	北海道	<p>【事業の必要性】 平成27年度に、馬鈴しょ等ナス科の植物に寄生して植物を枯死させ、農業生産に甚大な被害を与えるおそれのあるジャガイモシロシストセンチュウが国内で初めて確認されたことからまん延防止を図るため、緊急防除を行う。</p> <p>【目標値の考え方】 ジャガイモシロシストセンチュウ防除 14地区(網走市稲富、音根内、昭和、豊郷、中園、実豊、藻琴、山里、斜里町以久科北、川上、豊倉、美咲、来運、清里町神威)</p>	特殊病害虫緊急防除 (ジャガイモシロシストセン チュウ)	ジャガイモシロシ ストセンチュウの まん延防止	14地区	ジャガイモ シロシスト センチュウ のまん延防 止	達成	適正	<p>網走市、斜里町、清里町においてジャガイモシロシストセンチュウの発生が確認されたほ場を対象に国や関係市町村、JA等と連携しながら緊急防除及びまん延防止対策を実施した。</p> <p>当該交付金の対象ほ場において、緊急防除を実施し検出限界以下となったほ場が半数以上に達し、順調に防除が進んでいる。また、新たなほ場での発生は確認されなかったことから、目標は達成された。</p> <p>対抗植物の栽培による緊急防除は順調に進んでおり、輪作体系を踏まえた防除を計画的に進めるとともに、まん延防止を図るため、関係者に対しまん延防止対策の徹底の指導を実施する。</p>	ジャガイモシロシストセンチュウの発生確認地域のうち、今回対象とした網走市、斜里町及び清里町内14大字における本線虫防除が順調に進み、本事業の目標は達成されており評価は妥当である。

令和4年度 消費・安全対策交付金の事後評価について

2 令和2年度食料安全保障確立対策推進交付金(特別交付型)の事後評価結果

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	目標値及び実績			北海道の事後評価			
					目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び指導方針等	第三者の意見	
Ⅱ 伝染性疾病・ 病害虫の発生予 防・まん延防止	重要病害虫の特 別防除等	北海道	<p>【事業の必要性】 平成27年度に、馬鈴しょ等のナス科植物に寄生して植物を枯死させ、農業生産に基大な被害を与えるおそれのあるジャガイモシロシストセンチュウが国内で初めて確認されたことからまん延防止を図るため、緊急防除を行う。</p> <p>【目標値の考え方】 ジャガイモシロシストセンチュウ防除 5地区(網走市音根内、山里、昭和、藻琴、豊郷)</p>	特殊病害虫緊急防除 (ジャガイモシロシストセン チュウ)	ジャガイモシロシ ストセンチュウの まん延防止	5地区	ジャガイモ シロシスト センチュウ のまん延防 止	達成	適正	<p>網走市において平成29年度までにジャガイモシロシストセンチュウの発生が確認されたほ場を対象に国や関係市町村、JA等と連携しながら緊急防除及びまん延防止対策を実施した。</p> <p>当該交付金の対象ほ場において、緊急防除を実施したほ場で検出限界以下となり、新たなほ場での発生は確認されなかったことから、目標は達成された。</p> <p>対抗植物の栽培による緊急防除対策は順調に進んでおり、輪作体系を踏まえた防除を計画的に進めるとともに、まん延防止を図るため、関係者に対しまん延防止対策の徹底の指導を実施する。</p>	ジャガイモシロシストセンチュウの発生確認地域のうち、網走市の5大字における本線虫防除が順調に進み、本事業の目標は達成されており評価は妥当である。

3 令和3年度食料安全保障確立対策推進交付金(一般型)の事後評価結果

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	目標値及び実績			北海道の事後評価		
					目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び指導方針等	第三者の意見
I 農畜水産物の安全性の向上	農薬の適正使用等の総合的な推進	北海道	<p>【事業の必要性】 農薬の適正使用の一層の指導徹底を図るとともに、農薬類似品等を流通段階から排除するため、農薬販売者等への取締りを実施することが必要。 また、ヘプタクロル残留問題に対する食の安全及び消費者の信頼回復の観点から、北海道を代表する野菜品目の「かぼちゃ」に関する残留防止対策等の評価・検証を行うため、土壌調査や農作物のモニタリング調査を行うことが必要。 マイナー作物の生産拡大に不可欠な病害虫・雑草防除に向けた農薬登録拡大のため、農薬のマイナー作物への残留量について調査を行うことが必要。</p>	<p>①農薬の安全使用の推進 ②農薬の適切な管理及び販売の推進 ③実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証</p>	0%	0%	100%	A	<p>順調に取組が進み、目標を達成した。 今後とも、計画的な立入検査の実施及び農薬指導者等の研修の実施により、安全かつ適正な農薬流通を図るとともに、農薬の適正使用を推進していく。</p>	<p>農薬販売業者への立ち入り検査及びかぼちゃ生産者に対する生産履歴調査などにより、農薬の不適切な販売・使用など農薬取締法違反の発生防止に寄与することで本事業の目的は達成され、順調に取り組みが進んでおり、評価は妥当である。</p>
		北海道産業用無人航空機安全推進協議会	<p>【目標値の考え方】 令和3年度目標値:0%(農薬の不適切な販売及び使用の発生割合) ・販売状況:農薬販売業者への立入検査による。(140件) ・使用状況:かぼちゃ生産者に対する生産履歴確認調査による。(2,042人) 目標値は、消費・安全対策交付金実施要領別表1に基づき、農薬の不適切な販売及び使用の発生割合(農薬取締法違反率)とし、令和元年度実績を勘案して設定。</p> <p>【参考】 農薬の不適切な販売及び使用の発生割合(令和元年度実績) ・販売状況:不適切0件/調査数69件=0% ・使用状況:不適切0件/調査数2,818件=0% ・農薬の不適切な販売及び使用の発生割合(0%+0%)÷2=0%</p>							
		北海道農業協同組合中央会ほか37件								
	海洋生物毒の監視の推進	北海道	<p>【事業の必要性】 二枚貝等の海洋生物毒の発生を監視することにより、食品としての安全性を確保し、健康被害を未然に防止するとともに、円滑な国内流通を確保する。 そのため、二枚貝等の海洋生物毒の毒化状況を的確に把握する必要があることから、貝毒発生監視調査を実施する。 また、海中のプランクトンの発生状況を監視することにより、海洋生物毒の毒化傾向を予測し、生産海域へ早期に注意喚起が可能となることから、プランクトン発生調査を実施する。 なお、本事業は二枚貝等が対象であるが、貝毒発生はホタテガイを監視対象として実施する。</p> <p>【目標値の考え方】 (1) 貝毒発生監視調査 産地段階での貝毒に係るリスク管理を的確に実施するため、ホタテガイの貝毒発生監視調査の総実施数を目標値とする。目標値の設定方法は、海域ごとの麻痺性貝毒・下痢性貝毒について1ヶ月に1回の調査を原則としている。 貝毒発生監視調査の実施数 目標値 243回(麻痺性 130回、下痢性 113回) (2) 貝毒原因プランクトン発生状況調査 産地段階での貝毒発生に係るリスク管理を的確に実施するため、プランクトンの発生状況調査の実施数を目標値とする。 目標値の設定方法は、海域ごとに貝毒原因プランクトンが発生しやすい時期を選定している。 貝毒プランクトン発生状況調査の実施数 目標値 199回</p>	<p>海洋生物毒のモニタリングのための調査分析・分析機器の整備</p>	<p>貝毒発生監視調査の総実施数 243回</p> <p>プランクトン発生状況調査の総実施数 199回</p>	<p>219回</p> <p>190回</p>	<p>90%</p> <p>95%</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>ホタテガイの斃死や時化に伴う休漁などにより調査実施不可となり、実施計画数を下回ったが、全道20海域中、ホタテガイの生産実績のあった18海域で定期的に貝毒検査を実施した。 貝毒発生監視調査により貝毒の規制値を超過したホタテガイの出荷規制を行うとともに、貝毒プランクトンの発生状況調査でプランクトン検出数の増加傾向を把握し、貝毒が上昇する前に、生産者に対し注意喚起を行うことでホタテガイ等二枚貝の食品としての安全性及び円滑な流通を確保することができた。</p>	<p>北海道内での秋鮭、いか、さんま等の主要魚種の漁獲量が年々減少するとともに、新たな赤潮の発生による深刻な漁業被害等不安要素が増大する中で、ここ数年では、40万トン以上安定的に水揚げされるホタテガイは、北海道の柱ともいえる重要な水産物であり、国内はもとより海外への流通も伸張を示しております。 このような厳しい環境の中で、食品の安心安全を確保する為にも、貝毒監視体制の維持継続は必要不可欠なものであることから、このための同事業は極めて有用であり、とりわけ貝毒原因プランクトン発生状況調査については、これの拡充とともに、今後も継続の実施を要望します。</p>

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	目標値及び実績			北海道の事後評価			
					目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び指導方針等	第三者の意見	
II 伝染性疾病・ 病害虫の発生予 防・まん延防止	家畜衛生の推進	北海道	<p>【事業の必要性】 当該事業の実施により北海道の家畜衛生水準の向上を図るとともに、畜産業の健全な発展及び食の安全と消費者の信頼確保に資する。</p>	<p>①監視体制の整備 ②危機管理体制の整備 ③家畜衛生対策による生産性向上の推進 ④家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備 ⑤農場バイオセキュリティの向上</p>	家畜衛生に係る取組の充実度	102%	91%	89%	A	<p>各事業について防疫指針等に従い取組を推進している。 目標値における実績値は91%という結果になった。牛ヨーネ病の増加及び牛伝染性リンパ種の発生件数が依然高い水準にあることが主な要因となっている。一方で牛ウイルス性下痢については持続感染牛の摘発やワクチン接種指導等により過去3年平均(84件)から令和3年度は53件と減少させることができた。また、空港等における水際防疫により、北海道での豚熱の発生を未然に防ぐことができ、関係機関と連携した防疫演習の実施及び豚熱の診断法であるPCR検査のための自動核酸抽出装置等を整備することにより、万が一の発生に備えた診断体制の強化を行うことができた。 今後も家畜伝染病の侵入防止を図るとともに、確実な摘発によりまん延防止に努め、検出率の減による目標値の高い達成度を目指して事業を継続し、家畜衛生の推進を図りたい。</p>	<p>北海道及び各地域において課題となる家畜伝染性疾病対策や発生予防に取り組み、目標には届かなかったが、評価はAであったことから、家畜衛生の推進に一定の効果が得られたと考える。 引き続き、道内で課題のヨーネ病や牛伝染性リンパ種のまん延防止対策に取り組むとともに、空港等での水際防疫により、道内への悪性伝染病の侵入防止を徹底することで、北海道の畜産振興に貢献することを期待する。</p>
		北海道海外悪性伝染病防疫対策連絡協議会	<p>【目標値の考え方】 家畜衛生に係る取組の充実度 (現状値)100 検出率 3.45% 検査件数 17,019 件(H30~R2 年度実績の平均)</p> <p>(目標値)102 検出率 3.39% 検査件数 17,019 件</p> <p>家畜伝染性疾病の検出率の2%減及び検査件数の0%増  <math>100 \times (1 + 0.02) \times (1 + 0.00) = 102</math>            ※検出率 = 発生件数 / 検査件数</p>								
道央農業協同組合ほか7件											
	養殖衛生管理体制の整備	北海道	<p>【事業の必要性】 養殖生産物の安全性を確保し、健全で安全な養殖魚の生産に寄与するため、養殖生産者に対する指導、食品衛生や環境保全にも対応した幅広い養殖管理技術の普及、養殖場の調査・監視、さらに疾病監視対策等を充実し、疾病対策の効率的・効果的な推進を図る必要があるため、実施要綱別表1の事業メニューのうち、(1)総合推進会議の開催等、(2)養殖衛生管理指導、(3)養殖場の調査・監視及び(5)疾病の発生予防・まん延防止に取り組むこととした。</p> <p>【目標値の考え方】 (1) 経営体数:234 ① 給餌経営体数:233 ② アユ冷水病防疫対策等を行っている内水面漁業協同組合数:1</p> <p>(2) 養殖衛生管理指導を実施した経営体数の割合  <math>\text{養殖衛生管理指導実施数}234 \div \text{総数}234 = 100\%</math> (目標値)</p>	<p>①総合推進会議の開催等 ②養殖衛生管理指導 ③養殖場の調査・監視 ④疾病の発生予防・まん延防止</p>	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の割合	100%	100%	100%	A	<p>目標値を達成し、順調に取組を推進している。 今後とも事業を継続実施し、養殖水産動物が食品となった時の安全性の確保のため、水産用医薬品の適正使用の遵守や疾病監視対策等の推進を図る。</p>	<p>北海道及び北海道立総合研究機構が実施した令和3年度当該事業の実施方法及び達成度は、おおむね良好であると判断される。</p>

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	目標値及び実績			北海道の事後評価			
					目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び指導方針等	第三者の意見	
Ⅱ 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	重要病害虫の特別防除等	北海道	<p>【事業の必要性】</p> <p>(1)重要病害虫侵入警戒調査等の実施 海外から侵入する恐れのあるチチュウカイミバエ等の侵入警戒調査を実施する必要があるため。</p> <p>(2)重要病害虫の防除 ナシ枝枯細菌病は、リンゴ等に甚大な被害を与える火傷病(我が国未発生)に類似した病害であることから、緊急防除(平成7～11年度)終了後も引き続き「特殊病害虫緊急防除事業」を実施しており、再発生防止に向け継続して監視を行うことが必要であることから、本事業を活用し、防除やモニタリング調査等を行う。</p> <p>【目標値の考え方】</p> <p>(1)重要病害虫侵入警戒調査等の実施 ア チチュウカイミバエ:24回 実施期間:5月～10月 4市町(札幌市、七飯町、余市町、壮瞥町)×6回 イ コドリンガ:18回 実施期間:5月～10月 3町(七飯町、余市町、増毛町)×6回 ウ 火傷病:23回 (ア) 実施期間:5月～8月 5市町(札幌市、七飯町、余市町、滝川市、壮瞥町)×2回 (イ) 実施期間:6月 3市町13か所(岩見沢市2か所、旭川市2か所、増毛町9か所)×1回 エ スイカ果実汚斑細菌病:18回 実施期間:4月～8月 5市町9か所(札幌市、共和町5か所、月形町、富良野市、当麻町)×2回 オ プラムポックスウイルス(PPV)発生状況調査:14回 実施期間:6月～7月 4市町14区域(余市町(6区域)、仁木町(6区域)、新得町、更別村)×1回 (2)重要病害虫の防除 ア ナシ枝枯細菌病の発生調査:23回 実施期間:6月 園地数 23か所×1回 イ ナシ枝枯細菌病の防除:115回 実施期間:開花期から落花期までの間に1回 園地数 115か所×1回 ※115園地÷5年=23園地(5年周期で全ほ場を調査) なお、対象地区は、岩見沢市(15園地)、旭川市(26園地)、増毛町(74園地)とする。</p>	<p>①重要病害虫侵入警戒調査等の実施 ②重要病害虫の防除</p>	対象病害虫の調査の総回数	235回	192回	81%	A	<p>順調に取組が進み、目標を達成した。 今後とも、海外からの重要病害虫の侵入を防止するため、引き続きチチュウカイミバエ等及びプラムポックスウイルス(PPV)の警戒調査を実施するとともに、ナシ枝枯細菌病の防除及びモニタリング調査を実施する。</p>	<p>重要病害虫対策では早期発見、早期防除が極めて重要であるが、重要病害虫の侵入警戒調査及び防除とともに本事業の目標は達成され、順調に取組が進んでおり、評価は妥当である。</p>